

印第 12 / 加註

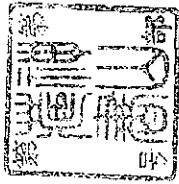
# 都市計畫及國土計畫

—その構想と技術—

内務省都市計画監修委員會

技師 工學士

石川榮耀著



工業圖書株式會社版

都市計画の定義 (1)	都市計画法適用都市の決定 (2)
都市計画関係機関	
立 素 (2) (3)	
審 議 (8)	
決 定 (3) (4)	
執 行 (5)	
財 源	
費用負担者 (6) (7)	
特別税の賦課 (8)	
同 補助 (9)	
私権の制限	
使用制限 (10) (11) (建築法)	
(12) (15) (区划整理)	
所有制限 (16) (17) - (22)	
制 裁	
制 制 (23) (24)	
訴 訟 (25) (26)	
	(備考) この法律構造は全く著者の私見
都市計画法 (大正8年4月5日法律第36号)	
改正 (い) 大正12年3月29日法律第27号, (う) 大正16年3月30日法律第38号, (は) 昭和6年3月30日法律第15號, (に) 昭和6年3月31日法律第30號, (ほ) 昭和8年3月29日法律第22號, (へ) 昭和9年12月12日法律第54號, (と) 昭和15年3月30日法律第76號	
第1條 本法ニ於テ都市計画並ハ交通、衛生、保安、防空、經濟等ニ關シ永久ニ公共ノ安寧ヲ維持シ又ハ福利ヲ増進スル爲ノ重要施設ノ計画ニシテ市若ニ主務大臣ノ指定スル町村ノ區域内ニ於テ又ハ其ノ区域ノ町村ノ区域ニ互リ施行スヘキモノヲ罰フ (と)	
第2條 都市計画區域ハ市又ハ新條ノ町村ノ区域ニ依リ主務大臣之ヲ決定ス	
2. 主務大臣必要ト認ムルトキハ關係市町村及都市計画委員会ノ意見ヲ聞き前項ノ区域ニ拘ラズ都市計画區域ヲ決定スルコトヲ得 (ほ)	
第3條 都市計画、都市計画事業及毎年度執行スヘキ都市計画費を委員會ノ能ヲ認テ主務大臣之ヲ決定シ内閣可ヲ受クヘシ	
第4條 都市計画委員会ノ組織、権限及び費用ニ關スル規定ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム	
第5條 都市計画事業ハ勅令ノ定ムル所ニヨリ行政處之ヲ執行ス	

## 第2部 都市計画の法財政及計画準備

### その1. 都市計画の法制

都市計画法の明細についてのべる事は著者の適任でない、此等については飯沼一省氏等の著書で讀られたい。

ここには都市計画法の概要を表示するに止める。

#### 1. 都市計画法制定 (年表前出)

#### 2. 日本地域都市計画関係法規

#### 都市計画法

#### 同 施行令

#### 都市計画委員會官制

#### 市街地建築物法

#### 同 施行規則 (各府縣)

#### 同施行細則 (區劃整理)

#### 耕地整理法 (區劃整理)

#### 土地收用法

#### 道路法

#### 街路整備令

#### 地租法

#### 道 路 法

#### 河 川 法

#### 軌 道 法

#### 地方鐵道法

#### 工 場 法

#### 電氣事業法

#### 3. 同上主要法律の構造及法例

##### 1) 都市計画法

2. 主務大臣特別ノ必要アリト認ムルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ行政院ニ非サル者ヲシテ其ノ出願ニヨリ都市計画事業ノ一部ヲ執行セシムルコトヲ得
- 第6條 都市計画事業ノ執行ニ要スル費用ハ行政官廳之ヲ施行スル場合ニ在リテハ國、公、共團體ヲ統轄スル行政府之ヲ施行スル場合ニ在リテハ其ノ公團體、行政院ニ非サル者之ヲ執行スルコトヲ得
2. 主務大臣必要ト認ムルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ都市計画事業ニ依リ者シク利益ヲ受クル者ヲシテ其ノ受クル利益ノ限度ニ於テ前項ノ費用ノ全部又ハ一部ヲ負担セシムルコトヲ得

- 第7條 主務大臣必要ト認ムルトキハ前條ノ規定ニ依リ公共團體ノ負擔スヘキ毎年度ノ金額ノ最低限度ヲ定ムルコトヲ得
- 第8條 公共團體ハ第4條又ハ第6條ノ費用ニ充タルダム左ノ特別稅ヲ賦課スルコトヲ得但シ前項幾ヲ市ニ分賦スル場合ニ於テ市が營業稅額額又ハ家庭稅ヲ賦課スルトキハ主務大臣ノ許可ヲ受ケ共ノ稅率ヲ定ムヘシ

1. 地租制 地租百分ノ9以内(に)
  2. 营業収益稅 营業収益稅百分ノ22以内(に、ろ)
  3. 营業稅、雜種稅又ハ家庭稅、各府縣稅十分ノ4以内
  4. 特別地租、貨貸價格子分ノ3.4以内(ろ、に)
  5. 其他勅令ヲ以テ定ムルモノ
2. 营業収益稅ノ賦課率ニ就キ營業稅金稅法第10條第2項ノ規定ニ依ル資本利子稅額ノ半除ヲ當ササルモノヲ以テ營業収益稅額ト看做ス(ろ)

3. 特別地租ノ賦課率ハ當該年度ノ豫算ニ於テ定メタル田畠ニ對スル地租率ノ賦課率ヲ得ス(ろ)、以テ算定シタル地租率ノ賦課率ニ當該田畠ノ貨貸價格子分スル比率ヲ超ニルコトヲ得ス(ろ)

4. 公共團體ハ主務大臣ノ許可ヲ受ケ公共團體ノ他ノ收入ヲ以テ第4條又ハ第6條ノ費用ニ充タルコトヲ得

- 第9條 都市計畫區域内ニ存スル國有河岸地ニシテ公共ノ用ニ供セサルモノハ第6條ノ費用ヲ負擔スル公共團體ニ之ヲ下付スルコトヲ得

- 第10條 都市計畫區域内ニ於テ市街地建築物ハ依ル地域又ヘ地區ノ指定、變更又ヘ廢止ヲ爲ストキハ風景又ヘ風紀ノ維持トシテ之ヲ爲スヘシ

2. 都市計畫區域内ニ於テハ風景又ヘ風紀ノ維持トシテ之ヲ爲スヘシ

- 第11條 第16條第1項ノ土地ノ境域内又ヘ前條第2項ノ規定ニ依リ指定スル地區内ニ於ケル建築物、土地ニ關スル工事又ヘ權利ニ關スル制限ニシテ都市計

令ヲ以テ之ヲ定ム

- 第11條ノ2. 都市計畫トシテ内閣ノ認可ヲ受ケタル公團體地若ハ廣場ノ境域内又ヘ都市計畫トシテ内閣ノ認可ヲ受ケタル土地及第16條第2項ノ規定ニヨリ收用シタル土地ノ處分及管理ニ關シテハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

- テ都市計畫上必要ナルモノハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム(と)
- 第12條 都市計畫區域内ニ於ケル土地ニ付テハ其ノ宅地トシテノ利用ヲ増進スル爲土地區割整理ヲ施行スルコトヲ得
2. 前項ノ土地區割整理ニ關シテハ本法ニ別段ノ定アル場合ヲ除クノ外都地整理法ヲ準用ス
- 第13條 都市計畫トシテ内閣ノ認可ヲ受ケタル土地區割整理ハ認可後1年内ニ其ノ施行ニ著手スル者ヲキ場合ニ於テハ公團體ヲシテ都市計畫事業トシテ之ヲ施行セシム但シ貨售其ノ他特別ノ事情ニ依リ特ニ急迫ニ要スル場合ニ於テハ認可後1年内ト雖モ之ヲ施行セシムルコトヲ得(へ)
2. 前項ノ規定ニ依リ公共團體ノ施行スル土地ノ貨售價格ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ定ム(と)
- 第15條ノ2. 土地區割整理ニ付テハ都地整理法第43條ノ規定ニ拘ラズ建物アル宅地其地
- ヲ土地區割整理施行地區ニ編入スルコトヲ得(と)
- 第14條 地方長官土地區割整理ノ設計ニ關スル認可ヲ爲ス場合ニ於テハ主務大臣ノ認可ヲ受クベシ
- 第15條 土地區割整理ヲ施行シタル土地ノ貨售價格ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ定ム(と)
- 第15條ノ2. 土地區割整理ニ付テハ都地整理法第43條ノ規定ニ拘ラズ建物アル宅地其地
- ヲ土地區割整理施行地區ニ編入スルコトヲ得(と)
- 第15條ノ3. 土地區割整理ノ施行ニ因り道路、廣場、運河、公園、其他ノ公共ノ用ニ供スベキモノト爲リタル土地ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ國又ハ公共團體ノ所有地ニ之ヲ編入ス(と)
- 第16條 道路、廣場、河川、港灣、公園諸地共ノ他勅令ヲ以テ指定スル施設ニ關スル都市計畫ニシテ内閣ノ認可ヲ受ケタルモノニ必要ナル土地ハ之ヲ收用又ハ使用スルコトヲ得
2. 前項土地附近ノ土地ニシテ都市計畫對象トシテノ建築地造成ニ必要ナルモノハ勅令ノ定ムル所ニヨリ之ヲ收用又ハ使用スルコトヲ得
- 第17條 土地區割整理ノ爲又ヘ衛生上若ハ保安上ノ必要ニ依ル建築物ノ整理ノタメ必要アフルトキハ建築物ノ他ノ工作物ハ收用スルコトヲ得
- 第18條 前二條ノ規定ニ依ル收用又ハ使用ニ關シテハ本法ニ別段ノ定アル場合ヲ除クノ外土地收用法ヲ適用ス
2. 前項ノ規定ニ依ル土地收用法ノ適用ニ付テハ前條ノ工作物ハ之ヲ土地ト看做ス
- 第19條 第16條又ヘ第17條ノ規定ニ因ル收用又ハ使用ニ付テハ第8條ノ規定ニ依ル都市計畫ノ認可ヲ以テ事業執行人ハ主務大臣ノ認定ト看做ス
- 第20條 土地收用法第22條第1項ノ協議調ハサル場合又ハ其ノ協議ヲ爲スコト能ハサル場合は於テハ收用審査會ノ裁決ヲ求ムルコトヲ得
2. 前項ノ場合ニ於テハ收用審査會ノ裁決ヲ求ムルコトヲ得
3. 前2項ノ規定ハ喪失ノ補償ノ協議ニ關シテハ之ヲ適用セズ
- 第21條 第9條ノ規定ニヨリ下付ヲ受ケタル土地及第16條第2項ノ規定ニヨリ收用シタル

- 第22條 都市計画事業ニ依リ生ジタル營造物ノ管理ニシキ特ニ必要アルトキハ創合ノ定ム  
アラズ 附 則 (い) 本法へ大正12年度分ヨリ之ヲ適用ス  
ル所ニ依リ其ノ管理者者定ム 附 則 (ろ) 1. 本法へ大正15年度分ヨリ之ヲ適用ス但シ營業取扱  
第23條 行政施行法第5條及第6條ノ規定並ニ之ニ基キテ發スル命令ハ本法若ハ本法ニ基  
セサル場合ニ依リテナス處分ニ依リ行フベキ作爲又ハ不作為行政監督が強制  
スル場合ニ之ヲ適用ス
- 第24條 本法若クハ本法ニ基キテ發スル命令又ハ之ニ依リテ爲ス處分ニ依リ私人ノ營業事  
務スル負擔金其ノ他ノ費用ハ行政施設設備處分ノ例ニ依リ之ヲ徵收スルコトヲ得  
2. 前項ノ規定ニ依ル營收金ノ額並付及後還付付テハ行政監督ノ  
統帳スル公共團體ノ徵收金ノ例ニ依ル  
第25條 本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ規定シタル事項ニ付行政監督ノ爲シタル處分ニ  
不服アルモニハ訴願スルコトヲ得  
2. 本法ニ依リ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得ル場合ニ於テハ主務大臣ニ訴願スルコト  
アラズ
- 第26條 本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ規定シタル事項ニ付行政監督ノナシタル違法處  
分ニ依リ権利ヲ毀損セラリストル者ハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得
- 第27條 本法施行ノ期日ハ創合ヲ以テ之ヲ定ム (大正8年創合第481號ヲ以テ)  
第28條 東京市區改正條例、東京市區改正土地建物處分規則及大正7年法律第36號並ニ之  
ニ基キテ發シタル命令ハ之ヲ廢止ス
- 第29條 東京市區改正條例及東京市區改正土地建物處分規則ノ適用文ハ連用ヲ受クル市ハ  
第2條ノ規定ニ因リ指定セラルモノト看做ス
- 第30條 東京市區改正條例又ハ大正7年法律第36號ニ依リ内閣ノ認可ヲ受ケタル設置又ハ  
設定シタル事業ハ各本法ニ依リ内閣ノ認可ヲ受ケタル都府道計畫事業ト看做
- ス
- 第31條 東京市區改正條例、東京市區改正土地建物處分規則若ハ大正7年法律第36號又ハ  
之ニ基キテ發シタル命令ニヨリ爲シタル處分ハ本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ抵觸  
セザル限リ本法ニヨリ爲シタル處分ト看做ス
- 第32條 東京市區改正土地建物處分規則ノ適用又ハ連用ニヨリ行政監督ノ爲シタル處分ニ關  
シテハ同規則第1條第2項乃至第4項ヘ仍其努力ヲ有ス
- 第33條 東京市區改正條例又ハ大正7年法律第36號、大正7年創合第184號ニ依リ下附ヲ  
受ケタル官有ノ河岸地ハ共ノ下附ヲ受ケタル市ノ所有ニ属スル開地租ヲ免除ス但シ其ノ  
市ノ都市計畫事業ノ終リタルトキハ此ノ限リニアラズ
2. 前項ノ河岸地ヨリ取入スル金額ハ共ノ市ノ都市計畫事業ノ終ル迄之ヲ他ニ支出スル  
コトヲ得ス
3. 第一項ノ河岸地ノ下附ヲ受ケタル市ハ之ヲ賣却競争スルコトヲ得ス但シ其ノ限リニ  
ル場合ニ於テ都市計畫委員會ノ認決ヲ經テ主務大臣ノ認可ヲ受ケタルトキハ此ノ限リニ

## アラズ

- 附 則 (い) 本法施行ノ期日ハ創合ヲ以テ之ヲ定ム (昭和6年勅令  
第183號ヲ以テ昭和6年8月1日ヨリ施行)
- 附 則 (は) 1. 本法ハ昭和6年4月1日ヨリ之ヲ施行ス但シ第8  
條ノ改正規定ハ昭和6年度分ヨリ之ヲ適用ス  
2. 昭和6年度分ニ付テハ第8條ノ改正規定中百分ノ9  
トアルハ百分ノ8千分ノ3.4トルハ千分ノ3.2トル  
3. 昭和6年度分ニ限リ創合ノ定ム所ニヨリ從前ノ  
地租ヲ標準トシ從前ノ規定ニ依り地租割賦課スル  
コトヲ得出ノ場合ニ依テ特別地盤ヲ賦課スルトキハ  
勅令ノ定ムル所ニ依リ從前ノ地價ヲ標準トシ從前ノ  
規定ニ依リ之ヲ賦課スヘシ
- 附 則 (ほ) 本法施行ノ期日ハ創合ヲ以テ之ヲ定ム (昭和8年勅令  
第83號ヲ以テ昭和8年5月10日ヨリ施行)
- 附 則 (と) 本法施行ノ期日ハ創合ヲ以テ之ヲ定ム (昭和15年勅令  
第988號ヲ以テ昭和16年12月27日ヨリ施行)
- 2) 市街地建築物法
- 地 域 (1) (6)  
建 築 線 (7) (10)  
高 度 奈 地 (11)  
構造、設備、敷地 (12)  
防 火 地 區 (13)  
特 殊 地 區 (14)  
美 觀 地 區 (15)  
工 事 規 定 (16)  
既設物の制限 (17)  
法 の 變 更 (18)

制 裁 訴 用 區 域 道 路 の 定 義	城 裁 願 (19) (20) (21) (22) (23) (25) (26)
3) 都市計画委員会官制	
職 務 名 稱 配 置 議 事 項 組 委 會 長 權 限 調 查 委 員 會 常 幹 職 員	(1) (2) (3) (4) (4) (5) (6) (7) (8) (9) (10) (11) (12) (14) (15) (16) (17)
4) 臺灣都市計画会 (昭和11年8月27日律令第2号)	

(備考) 括弧内の数字は条文を表示する。

## 4) 臺灣都市計画会 (昭和11年8月27日律令第2号)

## 第1章 総 則

第1條 本会ニ於テ都市計画ト称スルハ市街地ノ領域又ハ改良ノ爲ニ必要ナル交通、経済、保安、經濟等ニ關スル重要施設ノ計画ニシテ都市計画区域ニ付施行スヘキモノヲ謂フ  
第2條 都市スル重要施設其ノ他特別ノ事情ニ因リ特ニ急施トキハ、計画委員會ノ意見ヲ聞キ臺灣總督之ヲ決定ベ  
臺灣總督前並区域又ハ都市計画ヲ決定スルトキムレハ、計画委員會ノ前項ノ規定ニ付亦同シ  
臺灣總督前2項ノ規定ヲシタルトキハ、計画委員會ノ前項ノ規定ヲ告示ス

## 第3條 臺灣都市計画委員會ニ關シ必要ナル事項ハ臺灣總督之ヲ定ム

第4條 都市計画事業ノ実施計画ニ付臺灣總督ノ認可ヲ受クヘシ  
臺灣總督前2項ノ規定ニ依ル處分ヲ爲シタルトキハ、其ノ旨ヲ告示ス

- 第5條 都市計画事業ノ執行ニ要ヘル費用ハ行政監督之ヲ執行スル場合ニ在リテハ國庫、公共團體ヲ統轄スル行政機關ニ在リテハ其ノ公共團體、行政監督ニ非ザル者之ヲ執行スル場合ニ在リテハ其ノ者ノ負擔トス  
臺灣總督必要アリト認ムルトキハ其ノ定ムル所ニ依リ都市計画事業ニ因リ著シク利益ヲ受クル者ヲシテ其ノ受クル利益ノ限度ニ於テ前項ノ費用ノ全部又一部ヲ負擔セシムルコトヲ得  
前項ノ負擔金ハ公共團體ヲ統轄スル行政機關都市計画事業ヲ執行スル場合ニ在リテハ其ノ行政監督ノ統轄スル公共團體ノ收入トス
- 第6條 公共團體へ前項ノ費用ニ充タル爲基準總額ノ定ムル所ニ依リ都市計画整頓ヲ財源スルコトヲ得
- 第7條 都市計画事業ノ執行ニ要スル費用ヲ負擔スル公共團體ニ對シ國庫、州文ハ該地方費へ其ノ費用ノ一部ヲ補助スルコトヲ得
- 第8條 都市計画事業ノ執行ニ因リ道路、廣場、河川、公園其ノ他公共ノ用ニ供スルモニ全部又一部ヲ廢止シタル爲不用ニ將シタル有池ハ第5條ノ費用ヲ負擔スル公共團體ニ無費ニテ之ヲ下付スルコトヲ得
- 第9條 第2條第3項ノ規定ニ依ル都市計畫ノ要領ノ告示アリタル後立路、廣場、河川、港湾、公園其ノ他臺灣總督ノ指定スル施設ニ關スル都市計畫事業ニ必要ナル土地ノ整地内ニ於テ土地ノ形質ヲ變更シ工作物ノ新築、改築、拆築、大修築若ヘ除却ヲ爲シ、物件ヲ附加者置シ又ハ知事若ヘ廢長ノ指定スル竹木土石ノ類ヲ採取シタルトキハ、其事又ハ廢長ノ許可ヲ受クヘシ但シ命令ヲ以テ許可ヲ要セストキハ此ノ限ニ在リテス  
知事又ハ廢長ハ前項ノ規定ニ違反シタル者ニ對シ原狀回復ヲ命スルコトヲ得
- 第10條 道路、廣場、河川、港湾、公園其ノ他臺灣總督ノ指定スル施設ニ關スル都市計畫事業ニ必要ナル土地、其ノ土地ニ定著スル物件ニシテ其ノ所有權ノ爲必要ナルモノノ及其ノ土地物件ニ關スル所有權以外ノ權利ハ之ヲ收用又ハ使用スルコトヲ得  
前項土地附近ノ土地ニシテ都市計划事業トシテノ建築施設造成ニ必要ナルモノ及共ノ土地ニ關スル所有權以外ノ權利ハ臺灣總督ノ定ムル所ニ依リ之ヲ收用又ハ使用スルコトヲ得
- 前項ノ規定ニ依リ收用シタル土地ノ管理及處分ニ關シ必要ナル規定ハ臺灣總督之ヲ定ム  
第11條 前條ノ規定ニ依ル收用又ハ使用ニ關シテハ本会ニ別段ノ定ムアル場合ヲ除ク外臺灣總督前2項ノ規定ニ關スル所有權以外ノ權利ハ之ヲ收用又ハ使用スルコトヲ得  
臺灣總督前2項ノ規定ニ關スル所有權以外ノ權利ハ之ヲ收用又ハ使用スルコトヲ得
- 第12條 公共團體ヲ統轄スル行政機關都市計划事業執行ノ爲土地物件及土地物件ニ關スル所有權以外ノ權利ヲ收用シタルトキハ其ノ權利ハ其ノ行政監督スル公共團體之ヲ取得ス  
土地、物件及土地物件ニ關スル所有權以外ノ權利ヲ收用シタルトキハ其ノ使用權ニ付  
亦同シ
- 第13條 臺灣總督必要アリト認ムルトキハ都市計划事業ニ因リ生シタル營造物ノ管理者及  
都市計划事業執行者ハ事業着手前其ノ實施計畫ニ付臺灣總督ノ認可ヲ受クヘシ

第14条・都市計画に關する調査又は監督官吏又は監督官員へ委託監督ノ定ムル所ニ依リ他人ノ土地ニ立入りテ測量等ハ調查ヲ爲シ又ハ已ムコトヲ得サルトキハ其ノ土地ニ存スル障害物ヲ變更若ハ除却スルコトヲ得前項ノ規定ハ都市計画実施執行者等又ハ都市計画事業ノ執行ヲ出願セントスル者ノ出願ノ爲必要アル場合ニ之ヲ適用ス

第15条 行政官廳又ハ都市計画事業物执行者ハ住所又ハ居所ノ不分明共ノ他ノ事由ニ依リ本令又ハ本令ニ基キテ發スル命令ニ依ル書類ノ送付ヲ爲スコト能ハサルトキハ臺灣總督ノ定ムル所ニ依リ公告ヲ爲スヘシ前項ノ規定ニ依リ公告ヲ爲シタル場合はテ其ノ公告ヲ爲シタル日ノ翌日ヨリ起算シ20日前より經過シタルトキハ其ノ末日ニ於テ書類ノ到達アリタルモノト看做ス

第16条 本令告ハ本令ニ基キテ發スル命令又ハ之ニ依リテ爲ス處分ニ依リ私人ノ義務ニ關スル負擔金其ノ他費用ハ行政廳臺灣總督徵收規則ノ例ニ依リ之ヲ徵收スルモノト看做ス前項ノ規定ニ依リ公共團體ヲ統轄スル行政廳ノ徵收スル徵收金ノ先取特權ノ順位並ニ其ノ追徵還付及時效ニ付テハ其ノ行政廳ノ徵收スル公共團體ノ徵收金ノ例ニ依ル

第17条 行政官廳ハ本令ニ基キテ發スル命令ニヨル證可申請ニ於テ申請ノ趣旨ニ反セスト認ムル範圍内ニ於テ更生シテ認可ヲ與フルコトヲ得

第18条 臺灣總督ハ都市計画區域内ニ左ノ地域又ハ地區ヲ都市計画ノ施設トシテ認定スルコトヲ得

1. 住居地域、商業地域又ハ工業地城

2. 風景地區、美觀地區、防火地區又ハ風紀地區

臺灣總督ハ衛生、保安、經濟等ニ關シ特ニ必要アリト認ムルトキハ前項第1號ノ各地域内ニ都市計画ノ施設トシテ特別地區ヲ認定スルコトヲ得

第19條 住居地域内ニ於テハ住居ノ安寧ヲ害スル虞アル用途ニ供スル建築物ハ之ヲ建築スルコトヲ禁ス

第21條、工業地域内ニ非サンハ工場、倉庫其ノ他ニニ准スヘキ建築物ニシテ規制大ナルセノ又ハ衛生上有害者ハ保安上危険ノ虞アル用途ニ供スルモノハ之ヲ建築スルコトヲ得ス

第22條 前3條ニ規定スル建築物ノ種類ハ臺灣總督之ヲ定ム

- 第23條 臺灣總督ハ特別地區一號シ建築物ノ用途ニ付必要ナル規定ヲ設ケルコトヲ得  
第24條 前5條ノ規定ノ適用ニ付テハ新ニ建築物ノ用途ヲ定メ又ハ建築物ヲ他ノ用途ニ供スルトキハ其ノ用途ニ供スル建築物ヲ建築スルモノト看做ス
- 第25條 臺灣總督ハ風景地區内ニ於ケル土地ノ形質ノ變更、工作物ノ新築、改築、增築、大修繕若ハ除却、物件ノ附加增置、竹木土石ノ漬ノ拆反其ノ他風致能等ニ影響ヲ及ボス度アル行為ノ禁止又ハ制限ニ關シ必要ナル規定ヲ設ケルコトヲ得
- 第26條 臺灣總督ハ美觀地區内ニ於ケル建築物ノ構造、設備又ハ基地ニ關シ美觀上必要ナル規定ヲ設ケルコトヲ得
- 第27條 臺灣總督ハ防火地區内ニ於ケル防火設備又ハ建築物ノ防火構造ニ關シ火災防護上必要ナル規定ヲ設ケルコトヲ得
- 第28條 臺灣總督ハ風紀地區内ニ於ケル建築物又ハ營業ニ關シ風紀上必要ナル規定ヲ設ケルコトヲ得
- 第29條 都市計畫區域内ニ於ケル建築物共ノ敷地力臺灣總督ノ定ムル所ニ依リ道路敷地ニ接スルニ非サレハ之ヲ建築スルコトヲ得ス但シ特別ノ理由アル場合ニ於テ行政官廳ノ許可ヲ要ケタルトキハ此ノ限ニ在ラス
- 第30條 建築線ハ都市計畫區域内ニ於ケル道路幅ノ境界線トス但シ特別ノ理由アルトキハ行政官廳ハ都市計畫區域内ニ於テ別ニ建築線ヲ指定スルコトヲ得
- 第31條 都市計畫區域内ニ於ケル建築物ニ建築線ヲ突出シテ之ヲ建築スルコトヲ得ス但シ建築物ノ地盤面下ニ左ル部分ハ此ノ限ニ在ラス
- 第32條 行政官廳ハ都市計畫區域内ニ於テ市街ノ構成上必要アリト認ムルトキハ建築線ニ面シテ建築スル建築物ノ前面ノ位置ヲ指定スルコトヲ得
- 第33條 都市計畫區域内ニ於ケル道路ニシテ行政官廳ノ指定期ルモノニ沿ヒテ建築物ヲ建築スル者ハ臺灣總督ノ定ムル所ニ依リ仔細脚又ハ之ニ準スル設備ヲ設ケシヘシ
- 第34條 臺灣總督ハ都市計畫區域内ニ於ケル建築物ノ高さ、構造、設備者ハ敷地又ハ其ノ附近地内ニ存セシムヘキ空地ニ關シ必要ナル規定ヲ設ケルコトヲ得
- 第35條 臺灣總督ハ都市計畫區域内ニ於ケル學校、集會場、劇場、旅館、工場、倉庫、消防院、市場、屋場、火葬場其ノ他其ノ指定スル特別建物ノ位置、構造、設備又ハ敷地ニ關シ必要ナル規定ヲ設ケルコトヲ得
- 第36條 臺灣總督ハ都市計畫區域内ニ於ケル建築物ノ工事執行ニ關シ必要ナル規定ヲ設ケルコトヲ得
1. 保安上危險ト認ムルトキ  
2. 衛生上有害ト認ムルトキ
3. 本章ノ規定又ハ本章ノ規定ニ基キテ發スル命令ニ違反シテ建築物ヲ建築シタルトキ  
第38條 都市計畫區域ノ決定地域又ハ地區ノ場合ニ於テ從來存在スル建築物

カ其ノ後新ニ建築セラレタリトセハ本章ノ規定又ハ本章ノ規定ニ基キテ發スル命令ニ逆反スヘキモノナルトキハ行政官廳ハ相當ノ期間ヲ指定シ其ノ建築物ニ付前條ニ掲タル必

要ナル措置ヲ命スルコトヲ特

前項ノ規定ニ依ル措置ヲ命スルトキハ臺灣總督ノ定ムル所ニ依リ建築物所在地ノ公共團體ヲシテ損失ヲ補償セシム

第14條 第4項及第5項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第29條 建築主、建築工事請負人、建築工事管理者又ハ建築物ノ所有者若ヘ占有者本章ノ規定若ハ本章ノ規定ニ基キテ發スル命令又ハ之ニ基キテ爲ス處分ニ違反シタルトキハニ千圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

第40條 前條ノ規定ハ後條ニ掲タル者法人ナルトキハ代理人ノ業務ヲ經營シ若ハ自然人又ハ然若者ナルトキハ其ノ法定代理人ニ之ヲ適用ス但シ營業ニ關シシ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者其ノ營業ニ關シ前條ニ規定タル過反ヲ爲シタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

前條ニ掲タル者ハ其ノ代理人、戸主、家族、同居者、雇用者カ其ノ従業者カ其ノ業務ニ關シ前條ニ規定スル違反ヲ爲シタルトキハ自己ノ指揮ニ出チサルノ故ヲ以テ處罰ヲ免ルコトヲ准バス

第41條 本章ニ於テ道路ト橋スルハ第2條第3項、第49條第5項又ハ第63條第2項ノ規定ニ依リ告示シタル道路及道路指定地ヲ罷

第42條 本章ノ規定ハ臺灣總督ノ定ムル所ニ依リ建築工事ニ著手セサルセシ時計アル建築物又ハ建築物ニ之ヲ使用スルコトヲ得

第43條 本章ノ規定ノ全部又ハ一部ノ適用ヲ必要トセサル建築物ハ臺灣總督ハ之ヲ定ム

第44條 臺灣總督必要アリト認ムルトキハ都市計畫區域内ニ於テ區域ヲ指定シ本章ノ規定ノ一部ヲ適用セサルコトヲ得

第45條 本章ノ規定ノ一部ハ臺灣總督ノ定ムル所ニ依リ都市計畫區域ニ非サル地域ニ之ヲ適用スルコトヲ得

第46條 本章ニ於テ土地區劃整理ト稱スルハ都計畫區域内ニ於テ市街地トシテノ土地ノ利用ヲ皆悉スル目的ヲ以テ本章ノ規定ニ依リ土地ノ交換、分合、地目變換其ノ他ノ區劃整理形質ノ變更ハ道路、廣場、河川、公園等ノ設置變更若ハ廢止ヲ行フコトヲ備フ

第47條 土地區劃整理ハ本章ニ別段ノ定ムル場合ヲ除クノ外土地ノ所有者ニ限り之ヲ施行スルコトヲ得

第48條 左ニ掲タル者ハ本章ノ規定ノ適用ニ付テハ之ヲ適用セス

1. 永代借地權者  
2. 臺灣管有財產管理規則第9條、第17條又ハ第21條ノ規定ニ依リ土地ノ買拂ノ豫約ヲ受ケタル者

3. 臺灣管有森林原野及產物特別條分令第1條ノ規定ニ依リ土地ノ賣渡ノ豫約ヲ受ケタル者

第49條 土地ノ所有者土地區劃整理ヲ施行セントスルトキハ費計書ヲ作リ土地ニ付所有權以外ノ登記シタル權利ヲ有スル者ノ同意書ヲ添ヘ、數人共同シテ施設セントスル場合ニ在リテ尙規約ヲ作リ臺灣總督ノ認可ヲ受ケシ但シ同意書得ルコト能ハサルトキハ其ノ事由ヲ記載シタル費計書ヲ添附スヘシ

第50條 計畫、規範若ハ士地區劃整理地區（以下整理施行地區ト稱ス）ヲ變更シ、一人ニテ施行スル土地區劃整理ヲ變シテ數人共同ノ施行ト爲シ又ハ事業ヲ停止若ハ停止セントスルトキハ之ニ關スル必要ヲ定メ臺灣總督ノ認可ヲ受ケシ

前項ノ整理施行地區ニ編入セフルベキ土地ニ付テハ第1項ノ同意書ニ關スル規定ヲ適用ス

債務ノ分擔ニ關スル規定ヲ變更事業ノ廢止又ハ整理施行地區ノ減少ノ認可ヲ受ケントスル場合ニ於テ土地區劃整理ノ爲ニシタル借入金アルトキハ償還者ノ同意ヲ得ルコトヲ要ス但シ同意ヲ得ルコト能ハサルトキハ其ノ事由ヲ記載シタル費計書ヲ添附スヘシ

臺灣總督第1項又ハ第2項ノ認可ヲ與ヘタルトキハ其ノ旨及設計書ノ要領ヲ告示ス

費計書、規約若ハ整理施行地區ノ變更又ハ事業ノ停止若ハ前項ノ告示アル迄之ヲ以テ第三者ニ譲抗スルコトヲ得ス

第51條 都市計畫トシテ決定シタル土地區劃整理ノ施行ノ認可ヲ最遅シタル場合ニ於テ行政機關ヲシテ都市計畫事業トシテ土地區劃整理ヲ施行セシムルコトヲ得

第52條 都市計畫トシテ決定シタル土地區劃整理ニ付賃若其ノ他特別ノ事情ニ因リ特ニ急施ヲ要スル總督ノ指定スル期限内ニ土地區劃整理施行（以下整理施行ト稱ス）ノ認可ヲ申請セバスハ申請フルセ共ノ內容適當ナフスト認ムルトキハ臺灣總督ハ行政機關ヲシテ都市計畫事業トシテ土地區劃整理ヲ施行セシムルコトヲ得

第53條 臺灣總督都市計畫トシテ決定シタル土地區劃整理ノ施行ノ認可ヲ最遅シタル場合ニ於テ行政機關ヲシテ都市計畫事業トシテ土地區劃整理ニ付賃若其ノ他特別ノ事情ニ因リ特ニ急施ヲ要スル場合ニ於テ土地ノ所有者ノ同意書ヲ得シタル行政機關ヲ施行セシムルコトヲ得

第54條 行政機關ノ認可ヲ與ヘタル行政總督ノ認可ヲ受ケシ

臺灣總督前項ノ認可ヲ與ヘタル行政總督ノ認可ヲ受ケシ

行政地區ノ土地ノ所有者又ハ臺灣總督ノ定ムル所ニ依リ整理施

第55條 第5項ノ規定ハ前項ノ負担金ニ之ヲ適用ス

第56條 本章ノ規定又ハ本章ノ規定ニ基キテ發スル命令ニ依リ爲シタル處分、手續其ノ他ノ行為ハ土地區劃整理施行地（以下整理施行地ト稱ス）又ハ其ノ上ニ存スル工作物ニ付

權利ヲ有スル者ノ承繼人ニ對シテモ其ノ效力ヲ有ス

## その1. 都市計画の法規

85

- 第56條 整理施行地ノ所有者ニ属スル土地區割整理ニ關スル権利義務ハ土地ノ所有權ト共ニ其ノ承繼人ニ移轉ヘ前項ノ規定ハ、其ノ承繼人ニ移轉ヘ
- 前項ノ規定ノ適用ニ付テハ第48條ノ規定ニ依リ土地ノ所有者ト看板サレタル者ニ付テハ承繼地權又ハ臺灣省有財產管理規則若ハ臺灣省有森林原野及產物特別處分合ニ依ル権利ヲ以テ土地ノ所有權ト看做ス
- 第57條 本章ニ別段ノ定アル場合ヲ除クノ外經理施行地又ハ其ノ上ニ存スル工作物ニ付權利ヲ有スル者ハ經理施行ニ對シテ異議ヲ提起可トヲ申請セントスル者又ハ第49條ニ規定スル土地區割整理施行者（以下整理施行者ト稱ス）カ整理施行ニ關スル準備ヲ爲ス場合ニ之ヲ准用
- 第58條 第44條ノ規定ハ、經理施行ノ認可ヲ申請セントスル者又ハ第49條ニ規定スル土地區割整理施行者ノ資格ニ關スル準備ヲ爲ス場合ニ之ヲ准用
- 第59條 整理施行ノ認可ヲ申請セントスル者又ハ經理施行者ハ、經理施行地ヲ管轄スル漁業ニ關スル登錄官職、土地整頓所管職、戸口調查所管職、市役所又ハ街庄區役場ニ就キ無手數料ニテ土地區割整理ニ關シ必要ナル總督關面ノ閱覽文、關寫ヲ求ムコトヲ得但漁業ニ關スル登錄官職、土地整頓所管處又ハ戸口調查所管處ハ必要アリト認ムルトキハ請求者ノ資格ニ關スル市尹街庄長又ハ大正九年勅令第361號第2條ノ規定ニ證明齊フ提出セシムルコトヲ得
- 第60條 整理施行ノ爲官又ハ公共團體ノ所有ニ屬スル道路、廣場、河川、公園其ノ他公共ノ用ニ供スルモノ全部又ハ一部ヲ廢止シタルニ因リ不用ニ歸シタル土地ハ無價ニテ之ヲ整理施行地ノ所有者ニ交付ス
- 第61條 整理施行ニ依リ開設シタル道路、廣場、河川、公園其ノ他公共ノ用ニ供スヘキモノト爲リタル土地ハ無價ニテ之ヲ官有地又ハ公共團體ノ所有地ニ編入セラルヘキ土地ノ區分及範圍ハ整理前項ノ規定ニ依リ官有地又ハ公共團體ノ所有地ニ編入セラルヘキ土地ノ地租ニ付テハ臺灣總督之ヲ定ム
- 第62條 第45條ノ規定ハ住所又ハ居所ノ不分明其ノ他ノ自由ニ自由ニ付テハタル後ニ非サレハ之ヲ施行者土地區割整理ニ關スル晉級ノ送付ヲ爲スコト能ハサル者ノ送付ヲ爲スコトヲ
- 第63條 土地區割整理ヲ施行シタル土地ノ地租ニ付テハ臺灣總督ハ別段ノ定ヲ爲スコトヲ得
- 第64條 换地ハ別段ノ定アル場合ヲ除クノ外第70條第4項ノ告示ノ日ヨリ之ヲ從前ノ土地ト看做ス
- 前項ノ規定ハ行政上又ハ裁判上ノ處分ニシテ從前ノ土地ニ源屬スルモノニ影響ヲ及ホサズ
- 第65條 整理施行者ハ、經理施行ノ爲必要アルトキハ、臺灣總督ニ付託スル所有權以外ノ報酬又ハ處分ノ制限アルトキハ之ニ關スル報酬ヲ付テハタル土地又ハ其ノ部分ヲ
- 第66條 整理施行地ニ付託スル者又ハ其ノ部分ヲ付託スル者ニ對シ、油鹽糖及入池稅等スル場合ニ於テハ漁業權者及入池稅者ニ對シ、臺灣總督ハ該稅等ノ停止ヲ命シハスヘキ損害ア

スコトヲ得、規定ノ期間内ニ土地區割整理ヲ完了スルコト能ハスト認ムルトキ亦同シ  
第74條 評議總督監督上必要アリト認ムルトキハ第49條ニ規定スル整理施行者ニ對シ設置  
審又へ規約ノ變更ヲ命スルコトヲ得  
第75條 評議總督ノ處分ニシテ本章中他ノ條項ニ於テ告示ヲ必要トスル事項ニ別當スルモ  
ニ付テハ評議總督ノ命令シタル處分ヲ以テ他人ニ對抗スルコトヲ得ス  
整理施行者ハ前項ノ告示アル迄其ノ受ケタル處分ノ解除ニ之ヲ準用ス

前2項ノ規定ニ評議總督ノ命令シタル停止處分ノ解除ニ之ヲ準用ス  
第49條 第1項若ハ第3項ニ規定スル所有權ノ登記シタル權利ヲ有スル者ニシ  
テ土地區割整理ノ施行若ハ整理施行地區ノ變更ニ異議アルモノ又ハ同條第4項ノ償還者  
ニシテ債務ノ分擔ニ關スル規約ノ變更、事業ノ停止若ハ整理施行地区ノ減少ニ異議アル  
モノハ同條第5項ノ規定ニ依リ其ノ裁決ヲ申請スルコトヲ得  
前項ノ申請アリタル場合ニテ該總督當事者ノ裁決ノ執行スルコトヲ得  
第77條 整理施行ニ關シ設ケタル標識ヲ移轉、汚損、毀壞又ハ除却シタル者ハ50圓以下ノ  
罰金又ハ拘留若ハ料料ニ處ス

第78條 第49條ニ規定スル整理施行者本章ノ規定又ハ本章ノ規定ニ甚ギチ楚ヌル命令ニ該  
反シタルトキハ50圓以下ノ過料ニ處ス  
非監事件手續法第206條乃至第208條ノ規定ハ前項ノ過料ニ之ヲ準用ス

## 5) 朝鮮市街地計画令

第一章 総 則

第1條 本令ニ於テ市街地計画ト稱スルハ市街地計畫區域及市街地計畫ノ要領ヲ告示ス  
生、保安、經濟等ニ關する重要施設ノ計畫ニシテ市街地計畫區域ニ付施行スヘキモノヲ  
謂フ

第2條 市街地計畫區域及市街地計畫ニ關係アル所會、邑倉又ハ面協議會ノ在  
見ヲ開キ朝鮮總督之ヲ決定ス  
朝鮮總督前項ノ決定ヲ爲シタルトキハ市街地計畫区域及市街地計畫ノ要領ヲ告示ス  
第3條 市街地計畫案ハ朝鮮總督ノ定ムル所ニ依リ行政總ニ非サル者ヲシテ其  
朝鮮總督特別ノ必要アリト認ムルトキヘ共ノ定ムル所ニ依リ行政總ニ非サルトキハ其  
ノ出願ニ依リ市街地計畫事業ノ一部ヲ執行セシムコトヲ得  
市街地計畫事業者ハ事業着手前ニ其ノ實施前計畫ヲ認可ヲ受クヘシ但シ  
事業執行者行政總ナル時ハ朝鮮總督ノ承認ヲ受クヘシ

朝鮮總督前2項ノ規定ニ依リ爲シタルトキハ其ノ旨ヲ告示ス  
第4條 市街地計畫事業、執行ニ要スル費用ハ行政總之ヲ執行スル場合ニ在リテハ國、  
公共團體ヲ輸送スル行政總ノ執行スル場合ニ在リテハ其ノ公共團體、行政總ニ非サル  
者之ヲ執行スル場合ニ在リテハ其ノ者ノ負擔トス  
第5條 前條ノ規定ニ依リ市街地計畫事業ノ執行ニ要スル費用ヲ負擔スル國又ハ公共團體  
ハ朝鮮總督ノ定ムル所ニ依リ市街地計畫事業ニ因リ著シク利益ヲ受ク者ヲシテ其ノ受  
タル利得ノ限度ニ於テ同條ノ費用ノ全部又ハ一部ヲ負擔セシムコトヲ得  
第6條 道路、廣場、河川、港灣、公園其ノ他朝鮮總督ノ定ムル施設ニ關スル市街地計畫  
事業ニ必要ナル土地、其ノ土地ニ定著スル物件ニシテ事業ノ爲必要ナルモノ及其ノ土地  
物件ニ關スル所有權以外ノ權利ハ除却スルコトヲ得  
第7條 前條ノ規定ニ依ル收用又ハ使用ニ關シテ本令ニ別段ノ定ムル場合ヲ除クノ外土  
地收用令第4條第1項ノ事業ノ認定、第8條第1項ノ規定ニ依ル告示ヲ以テ土  
地收用令第4條第2項ノ公告ト看板ス  
前項ノ規定ニ依リ土地收用令ヲ適用スル場合ニ於テハ第2條第1項ノ市街地計畫ノ決定  
ヲ以テ土地收用令第4條第2項ノ規定ニ依ル收用又ハ使用スルコトヲ得  
第8條 第6條ノ規定ニ依ル收用又ハ使用ヲ爲シタル後朝鮮總督ニ收用又ハ權利ノ制限  
ノ告示ヲ申請スヘシ  
前項ノ規定ニ依ル告示アリタル後朝鮮總督ニ收用又ハ之權利ノ制限  
取得セサルトキハ同項ノ規定ニ依ル告示ハ其ノ效力ヲ失フ但シ事業執行者カ土地收用令  
第9條ノ規定ニ依リ道知事ノ裁決ヲ求メタルトキハ此ノ限りニ在ラス  
第9條 市街地計畫事業執行者土地收用令第19條第1項ノ規定ニ依ル折價金ノ掛減又ハ供  
託ヲ爲サルトキハ朝鮮總督ノ裁定及道知事ノ裁決ハ其ノ効力ヲ失フ但シ關係人ノ損害  
賠償ノ請求ヲ爲スコトヲ勿ナス  
第10條 第3條第4項ノ規定ニ依ル告示アリタル後第6條第1項ノ土地ノ該域内ニ於テ土  
地ノ形質ヲ變更シ、工作物ノ新築改築等修繕若ハ除却ヲ爲シ、物件ヲ附加增置シ又  
ハ道知事ノ指定スル竹木土石ノ箇ヲ拆取セントスル者ハ道知事ノ許可ヲ受クヘシ  
道知事ハ前項ノ規定ニ違反シタル者ニ對シ原狀回復ヲ命令スルコトヲ得  
第11條 第6條第2項ノ規定ニ依リ收用シタル土地ノ管理及處分ニ關シ必要ナル規定ハ朝  
鮮總督之ヲ定ム  
第12條 朝鮮總督必要ト認ムルトキハ市街地計畫事業ニ依リ生シタル營造物ノ管理者ヲ指  
定スルコトヲ得  
第13條 市街地計畫ニ關スル調查ニ關スル調査又ハ委員ハ朝鮮總督ノ定ム  
ル所ニ依リ他ノ土地ニ立入りテ、測量若ハ調査ヲ爲シ又ハハムコトヲ得サルトキハ其  
ノ土地ニ存スル障害物ヲ變更若ハ除却スルコトヲ得  
爲必要アルドキ亦同シ

前項ノ規定ニ依リ行爲ニ依リ損害ヲ受ケタル者アルトキハ朝鮮總督ノ定ムル所ニ依リ國又ハ被謀執行者ニ於テ其ノ損害ヲ補償スヘシ

前項ノ規定ニ依リ損害スハ協議ニ依リ之ヲ定ム協議開ハサルトキ又ハ賄賂ヲ爲ス

前項ノ規定ニ不取アル者ハ朝鮮總督ノ定ムル所ニ依リ其ノ裁定ムルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ公告ヲ爲スコト能ハサルトキハ朝鮮總督ノ定ムル所ニ依リ本令又ハ本

令ニ基キテ登スル命令ニ依ル審頃ノ送付ヲ爲スコト能ハサルトキハ朝鮮總督ノ定ムル所

ニ依リ公告ヲ爲スヘシ

前項ノ規定ニ依リ公告ヲ爲シタル場合ニ於テ其ノ公告ヲ爲シタル日ノ翌日ヨリ起算シ20

日ヲ經過シタルトキハ其ノ本日ニ於テ審頃ノ到達アリタルモノト看做ス

第2章 地域及地區ノ指定並ニ建築物等ノ制限

第15條 朝鮮總督ハ市街地計畫區域内ニ於テ住居地域商業地域又ハ工業地域ヲ指定スルコ

トヲ得

第16條 建築物ニシテ住居ノ安寧ヲ害スル處アル用途ニ供スルモノハ住居地區内ニ之ヲ建

築スルコトヲ得ス

第17條 建築物ニシテ商業ノ利潤ヲ害スル處アル用途ニ供スルモノハ商業地區内ニ之ヲ建

築スルコトヲ得ス

第18條 工場、倉庫、其他ニ連スヘキ建築物ニシテ規模过大ナルモノ又ハ衛生上有害若ハ

保安上危險ノ處アル用途ニ供スルモノハ工業地域内ニ非サレハ之ヲ建築スルコトヲ得ス

朝鮮總督必要ト認ムルトキハ前項ノ建築物ニシテ著シク衛生上有害又ハ保安上危險ノ處

アル用途ニ供スルモノニ付テハ前項ノ地圖内ニ於テ其ノ建築ニ付特別地圖ヲ指定スルコ

トヲ得

第19條 前3條ニ規定スル建築物ノ種類ハ朝鮮總督之ヲ定ム

第20條 前4條ノ規定ノ適用ニ付テハ新ニ建築物ノ用途又ハ建築物ヲ他ノ用途ニ供

スルトキハ其ノ用途ニ供スル建築物ヲ建築スルモノト看做ス

第21條 朝鮮總督ハ市街地計畫區域内ニ於テ風致計畫ノ地圖内ニ於ケル土地ノ

形質ノ變更、工作物ノ新設改修擴大修繕者ハ除却、物件ノ増加移置、竹木土石ノ類ノ

拆取共ノ他風致維持ニ影響ヲ及ベス度アル行爲ノ禁止又ハ制限ニ關シ必要ナル規定ヲ設

クルコトヲ得

第22條 朝鮮總督ハ市街地計畫區域内ニ於テ美觀地圖内ニ於ケル建築物

ノ構造設備又ハ敷地ニ關シ美觀上必要ナル規定ヲ設クルコトヲ得

第23條 朝鮮總督ハ市街地計畫區域内ニ於テ防火地圖内ニ於ケル建築物ヲ指定シ、其ノ地區内ノ防火設施又

ハ建築物ノ防火構造ニ關シ火災撲滅上必要ナル規定ヲ設クルコトヲ得

前項ノ地圖内ニ於テハ建築物ノ部分ヲ爲ス防火壁ハ土地ノ堅界部ニ接シテ之ヲ設クルコトヲ得

ハ營業ニ關シ國紀上必要ナル規定ヲ設クルコトヲ得

第25條 第15條、第18條第2項又ハ第21條乃至前項ノ規定ニ依ル地域又ハ地區ノ指定、變更又ハ廢止ハ隨意

第26條 市街地計畫區域内ニ於ケル建築物ハ其ノ所在地カ朝鮮總督ノ定ムル所ニ依リ道路用地ニ接スルニ非サレハ之ヲ建築スルコトヲ得ス但シ特別ノ事由アル場合ニ於テ行政官總

ノ許可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ノ限ニ在ラズ

第27條 建築線ハ市街地計畫區域内ニ於ケル道路幅ノ境界線トス但シ特別ノ事由アルトキハ行政官總ハ市街地計畫區域内ニ於テ別ニ建築線ヲ指定スルコトヲ得

第28條 市街地計畫區域内ニ於ケル建築物ハ建築線ヨリ突出シテ之ヲ建築スルコトヲ得ス但シ建築物ノ地盤面下ニ在ル部分ハ此ノ限ニ在ラズ

第29條 行政官總ハ市街地計畫區域内ニ於テ市街ノ計畫上必要ト認ムルトキハ建築線ニ面シテ建築スル建築物ノ壁面ノ位置ヲ指定スルコトヲ得

第30條 朝鮮總督ハ市街地計畫區域内ニ於ケル建築物ノ高さ、構造、設備若ハ敷地又ハ其ノ敷地内ニ存セシムヘキ空地ニ關シ必要ナル規定ヲ設クルコトヲ得

第31條 朝鮮總督ハ市街地計畫區域内ニ於ケル學校、集會場、劇場、旅館、工場、倉庫、病院、市場、廣場、火薬場其ノ他其ノ指定スル特殊建築物ノ位置、構造、設備又ハ敷地ニ關シ必要ナル規定ヲ設クルコトヲ得

第32條 朝鮮總督ハ市街地計畫區域内ニ於ケル建築物左ノ各款ノ一二該款ヘルトキハ行政官總ハ其ノ建築物ノ除却、改造、修繕、使用禁止、使用停止其ノ他必要ナル措置ヲ命スルコトヲ得

1. 保安上危險ト認ム者トキ  
2. 製生上有害ト認ム者トキ  
3. 本章ノ規定ニ基キテ盜スル命令ニ違反シテ建築物ヲ建築シタルトキ  
第34條 市街地計畫區域内ニ決定若ハ變更、地塊若ハ變更其ノ場合ニ於テ從來者在スル建築物其ノ後新ニ建設セラレタセハ本章ノ規定ニ基キテ盜スル命令ニ違反スヘキモノナルトキハ行政官總ハ相當ノ期間ヲ指定シ其ノ建築物ニ付削除ニ掲クル必要ナル措置ヲ命スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依ル措置ヲ命スルトキハ朝鮮總督ノ定ムル所ニ依リ前回面ヲシテ損失ヲ補償セシム  
第35條 第13條第3項及第4項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ適用ス  
建築主、建築工事請負人、建築物管理業者又ハ建築物ノ所有者ハ占有者本章ノ規定告  
ハ本章ノ規定ニ基キテ盜スル命令又ハ之ニ基キテ爲ス處分ニ違反シタルトキハ2000圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス  
第36條 前條ノ規定ハ同條ニ掲ケル者法人ナルトキハ理財事務総務其ノ他ノ法人ノ業務ヲ執  
行スル役員ニ未成年者又ハ禁治產者ナルトキハ其ノ法定代表人ニ之ヲ適用ス但シ管轄ニ

體シ成年者向一ノ能力ヲ有スル未成年者其ノ營業ニ關シ前條ニ規定ニ付テハシタルトキハ此ノ限ニ在ラス  
前條ニ掲タル者ハ其ノ代理人、戸主、家族、同居者、雇人其ノ他ノ從業者カ其ノ業務ニ  
關シ前條ニ規定スル違反ヲ爲シタルトキハ自己ノ指揮ニ出テナル故ヲ以テ處罰ヲ免ル  
ルコトヲ得ス

第37條 本章ニ於テ道路ト橋スルハ幅員4メートル以上ノ道路及幅員4メートル未満ノ道  
路ノ新設又ハ變更ノ計畫アル場合ニ於テ行政廳其ノ計畫ヲ告示シタルトキハ其ノ計畫  
ノ道路ハ之ヲ道路ト看做ス

第38條 本章ノ規定ハ朝鮮總督ノ定ムル所ニ依リ建築工事中ノ建築物、建築工事ニ着手セ  
サルモ最前アル建築物又ハ建築物ニ非サル工作物ニ付テ惟用スルトコトヲ得

第39條 本章ノ規定ノ全部又一部必要ト認ムルトキハ其ノ施設ノ定ム

第40條 朝鮮總督必要ト認ムルトキハ市町地計畫区域内ニ於テ區域ヲ指定シ本章ノ規定ノ  
一部ヲ適用セサルコトヲ得

第41條 本章ノ規定ノ一部ハ朝鮮總督ノ定ムル所ニ依リ市街地計畫區域ニ非サル地域ニ之  
ヲ適用スルコトヲ得

### 第3章 土地區劃整理

第42條 本章ニ於テ土地區劃整理ト稱スルハ土地ノ整頓シテノ利用ヲ増進スル目的ヲ以テ  
本章ノ規定ニ依リ土地ノ交換、分合、地目變換其ノ他ノ區劃整理ノ變更又ハ道路、廣場、  
前川、公園等ノ設置更張ハ終止ヲ行フコトヲ謂フ

第43條 市街地計畫區域内ニ土地ニ付テハ土地區劃整理ヲ施行スルコトヲ得  
前項ノ土地區劃整理ニ關シテハ本章ニ別段ノ定アル場合ヲ除クノ外朝鮮土地改良令ヲ準  
用ス

第44條 市街地計畫トシテ決定シタル土地區劃整理ニ付テハ其ノ施行區域内ノ土地ノ所有  
者ハ朝鮮總督ノ指定スル期限内ニ其ノ施行ノ認可ヲ申請ス又ハ申請スルモ其  
土地ノ所有者が前項ノ規定ニ依リ土地區劃整理施行ノ認可ヲ申請セス又ハ申請スルモ  
ノ内容適當ナラスト認ムルトキハ朝鮮總督ハ行政廳ヲシテ土地區劃整理ヲ施行セシム  
ルコトヲ得

第45條 前條第1項ノ規定ニ依リ土地區劃整理ヲ施行ノ認可ヲ要ケタル者識定ノ期間内ニ土  
地區劃整理ヲ完了スルコト能ハスト認ムルトキ又ハ其ノ行為カ事業計劃規約書ハ法令ニ  
違反シ其ノ他公金ヲ害スルノ虞アリト認ムルトキハ朝鮮總督ハ認可ヲ取消シ又ハ事業ノ  
停止ヲ命スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ認可ヲ取消シタル場合ニ於テハ朝鮮總督ハ行政廳ヲシテ土地區劃整理  
ヲ施行セシムルコトヲ得

第46條 天災地變其ノ他特ニ急迫ヲ要スル場合ニ於テ第44條第1項ノ規定ニ依ル土地區劃整理ヲ施  
有者ノ認可申請ヲ俟テ慶ナシト認ムルトキハ朝鮮總督ハ行政廳ヲシテ土地區劃整理ヲ施

行セシムルコトヲ得

第47條 行政廳ハ其ノ施行スル土地區劃整理ノ爲必要アルトキハ授地強定地ヲ指定シテ監  
理施行地區内ニ於ケル建物其ノ他ノ工作物ノ所有者ニ對シ其ノ移轉ヲ命令シ又ハ其ノ占有  
者ニ對シ立退ヲ命スルコトヲ得

第13條第2項乃至第4項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ニ基キテ簽定並ニ之ヲ適用ス。

行政執行令第5條及第6條ノ規定ニ付テハシタルトキハ自己ノ指揮ニ出テナル故ヲ以テ處罰ヲ免  
ル命合ヲ強制スル場合ニ之ヲ適用ス

第48條 第4條ノ規定ニ依リ行政廳ノ施行スル土地區劃整理ニ要スル費用ヲ負担スル公共  
團體ハ朝鮮總督ノ定ムル所ニ依ムル所ニ依リ整理施行地區内ノ土地所有者又ハ關係人ヲシテ其ノ費  
用ノ全額又一部ヲ負擔セシムルコトヲ得

第49條 本章ニ規定スルモノノ外行政廳ノ施行スル土地區劃整理ニ付朝鮮土地改良令ヲ準  
用シ難キ事項ニ關シ必要ナル公其ノ利益ト爲ルヘキ重要施設ノ計畫ヲ開ム

第50條 本章ニ規定スル土地ノ所有者及關係人ノ意義ニ關シテ朝鮮土地改良令ノ定ムル  
所ニ依レ

### 附 則

本令施行ノ期日ハ各規定ニ付朝鮮總督之ヲ定ム

### 6) 關東州計畫令 (昭和13年2月19日勅令第92號)

#### 第一章 總 則

第1條 本令ニ於テ州計畫ト稱スルハ關東州ニ於ケル市街地ノ構成、農耕地ノ創設又ハ改  
良其ノ他土地ノ利用開發ノ爲ニ必要ナル公共ノ利益ト爲ルヘキ重要施設ノ計畫ヲ開ム  
第2條 州計畫及州計畫議會ニ關シ必要な決定ハ滿洲國陸海空軍委員會大佐之ヲ爲ス其ノ變更及修正ニ  
付亦同シ

第3條 州計畫ノ決定並ニ其ノ變更及修正ニ付テハ關東州州計畫評議會ノ意見ヲ聞クヘシ  
但シ大變災害其ノ他特別ノ事情ニ因リ緊急ノ必要アリト認ムルトキ及關稅ナル變更ヲ爲  
サントスルトキハ此ノ限ニ准テス

第4條 關東州州計畫議會ニ關シ必要な決定ハ滿洲國陸海空軍委員會大佐之ヲ爲ス其ノ變更及修正ニ  
付亦同シ

第5條 州計畫皆ハ州計畫議會ノ決定シテ其ノ變更及修正ニ付テハシタルトキハ直ニ其ノ要  
領ヲ告示ス

第6條 州計畫議會ハ大佐ノ定ム所ニ依リ行政官廳之ヲ執行ス  
法令又ハ政府ノ命令ニ依リ施行ノ義務アル事項ニ付テハ其ノ義務者ハ大佐ノ認可ヲ受ケ  
州計畫議會トシテ之ヲ執行スルコトヲ得

前項ノ場合ヲ除クノ外公共團體又ハ私人へ大佐ハ特許ヲ受ケ州計畫議會ヲ執行スルコト  
ヲ得

第7條 行政官廳州計畫議會ヲ執行セントスルトキ又ハ大佐前條ノ規定ニ依ル認可若ハ特:

許可シタルトキハ大使ノ定ムル所ニ依リ直ニ其ノ旨ヲ告示ス告示事項ヲ變更シタルトキ亦同シ

第8條 州計画事業ノ執行ニ要スル費用ハ行政官職之ヲ執行スル場合ニ在リテハ大使ノ定ムル所ニ依リ國庫又ハ關東州地方費、其ノ他ノ者之ヲ執行スル場合ニ在リテハ其ノ者ノ負担トス

第9條 大使必要アリト認ムルトキハ其ノ定ムル所ニ依リ州計画事業ニ因リ著シク利益ヲ受タル者ヲシテ其ノ受ク利益ノ限度ニ於テ前條ノ費用ノ全部又ハ一部ヲ負担セラムルコトヲ得

第10條 第5條ノ規定ニ依ル州計画事業決定ノ告示アリタル後道路、廣場、河川、港灣、公園其ノ他大使ノ指定スル施設ニ關スル州計画事業ニ必要ナル土地ノ区域内ニ於テ土地

ノ形質ヲ變更シ、建築物其ノ他ニ定當スル工作物ノ新築、改築、營繕、大修繕、移轉若ヘ除却フ爲シ、物件ヲ附加増置シハ大使ノ指定スル樹木土石ノ類ヲ採伐セント

スル者ハ關東州監査官ノ許可ヲ受クヘシ但シ大使ニ於テ許可ヲ要セスト定メタルモノニ付テハ此ノ限ニ在リテス

關東州監査官ハ前項ノ許可ニ州計画事業ノ執行上必要ナル條件ヲ附スルコトヲ得

關東州監査官ハ第1項ノ規定又ハ前項ノ條件ニ違反シタル者ニ對シ原狀回復其ノ他必要ナル指揮ヲ命スルコトヲ得

前3項ノ許可、條件及命令ハ第1項ノ土地物件ノ権利ノ承繼人ニ對シテ亦其ノ效力ヲ有ス

第11條 州計画若ハ州計画事業ノ決定又ハ州計画事業ノ執行ノ爲必要アルトキハ當該官吏、更員又ハ事業執行者ハ大使ノ定ムル所ニ依リ他ノ占有スル土地ニ立入り調査告ハ

測量ヲ爲シ又ハ之が爲已ムコトヲ得サルトキハ其ノ土地ニ存スル障害物ヲ變更若ヘ除却スルコトヲ得

前項ノ規定ハ第6條ノ認可又ハ特許ヲ受ケントスル者其ノ認可又ハ特許ノ申請ノ爲必要アル場合ニ之ヲ準用ベ

前2項ノ規定ニ依ル行為ニ因リ損害ヲ受ケタル者アルトキハ大使ノ定ムル所ニ依リ國庫若ハ關東州地方費、事業執行者又ハ第6條ノ認可者ハ特許ヲ受ケントスル者之ヲ補償スルシ

第12條 州計画事業ノ執行ニ付關東州土地使用令ヲ適用スル場合ニ於テハ州計画事業ノ決定ヲ以テ同令第3條第1項ノ事業ノ認定、第7條ノ告示ヲ以テ同令第3條第2項ノ公告ト看做ス

州計画事業トシテノ建築敷地造成ノ爲應用シタル土地ノ管理及處分ニ關シ必要ナル事項ハ大使之ヲ定ム

第13條 大使ハ州計画事業ニ因リ生シタル營造物ノ管理者ヲ指定スルコトヲ得

大使ハ前項ノ營造物ノ維持管理ニ關スル命令ニ依リ本令又ハ本令ニ基キテ發スル命令ニ依ル住所文ハ居所ノ不明共ノ他ノ理由ニ依リ本令又ハ本令ニ基キテ發スル命令ニ依ル

營業ノ運付ヲ爲シコト能ハサルトキハ大使ノ定ムル所ニ依リ公告ヲ爲スヘシ

前項ノ規定ニ依リ公告ヲ爲シタル場合ニ於テ其ノ公告ヲ爲シタル日ノ翌日ヨリ起算シ20日ヲ経過シタルトキハ其ノ未日ニ於テ前項ノ審議ノ到達アリタルモノト看做ス

第15條 本令若ハ本令ニ基キテ發スル命令又ハ之ニ依リ私人ノ義務ニ關スル負擔金ヲ解約スル場合ニ於テハ行政官職又ハ公典團體又ハ公典團體ハ國庫営收ノ例ニ依リ之ヲ徵取スルコトヲ得

前項ノ徵收金ノ先取特權ノ順位、追徴、還付及時效ニ付テヘ徵收者カ行政官職ナル場合ニ於テハ國ノ徵收金、公典團體ナル場合ニ於テハ其ノ公典團體ノ徵收金ノ例ニ依ル

第16條 本令ニ定ムルモノヲ除クノ外州計畫又ハ州計畫事業ニ關シ必要ナル事項ハ大使之ヲ定ム

第17條 大使ハ土地ノ用途ヲ統制スル爲住居地域、商業地域、工業地域又ハ農業地域ヲ設定スルコトヲ得

住居地域内ノ土地ハ住居ノ安寧ヲ害スル虞アル用途ニ、商業地域又ハ工業地域内ノ土地ハ夫々商業又ハ工業ノ利便ヲ害スル虞アル用途ニ、農業地域内ノ土地ハ整備、林業、牧畜業、鹽業其ノ他原始産業ノ利便ヲ害スル虞アル用途ニ之ヲ併スルコトヲ得ス

第18條 大使ハ衛生、保安、交通安全等ニ關シ必要アリト認ムルトキハ前條ノ各地域内ニ特別地區ヲ設定スルコトヲ得

前項ノ特別地區ノ種類ハ大使之ヲ定ム

第19條 大使ハ土地ノ狀況ニ依リ特ニ景觀ヲ保有スル必要アリト認ムルトキハ景觀地區ヲ酸定スルコトヲ得

第20條 大使ハ建築物其ノ他ノ土地ニ定著スル工作物ノ取地トシテ土地ヲ使用スル場合ニ於テ其ノ面積若ハ廣地内ニ存セシムヘキ空地又ハ建築物其ノ他ニ定著スル工作物ノ位置、高さ、構造若ハ設備ヲ統制スル爲必要ナル區域ヲ酸定スルコトヲ得

第21條 大使ハ土地ノ狀況ニ依リ特ニ必要アリト認ムルトキヘ前條ノ區域内ニ特別地區ヲ設定シ其ノ地區内ニ於テ建築物其ノ他ニ定著スル工作物ノ量地若ハ廣地内ニ存セシムヘキ空地ノ最小限度又ハ建築物其ノ他ノ土地ニ定著スル工作物ノ高さノ最低限度若ハ邊境限度ヲ定ムルコトヲ得

前項ノ特別地區ノ種類ハ大使之ヲ定ム

第22條 設定ハ州計畫ノ施設トシテ之ヲ爲スヘシ其ノ變更又ハ廢止ニ付又同シ

第23條 大使ハ建築物其ノ他ノ土地ニ定著スル工作物ノ配列ヲ統制スル爲第20條ノ區域内ニ建築物ヲ指定スルコトヲ得

前項ノ建築物ニ關シ必要ナル事項ハ大使之ヲ定ム

第24條 第17條乃至前條ノ規定ニ依ル地域、區域及地區(特別地區ヲ含ム以下之ニ同シ)ノ設定ハ州計畫ノ施設トシテ之ヲ爲スヘシ其ノ變更又ハ廢止ニ付又同シ

伯之ヲ完ム  
第25條 土地ノ使用左ノ各點ノ1ニ依るスルトキハ行政官廳へ相當ノ期間ヲ指定シ土地ノ  
富物形質ノ變更、建築物ノ除却、改築、修繕、使用上禁止者へ使用停止又へ地上物件ノ收  
去其ノ他必要ナル措置ヲ命スルコトヲ得

1. 保安上危險ト認ムルトキ

2. 衛生上有害ト認ムルトキ

3. 本章ノ規定又へ本章ノ規定ニ基キテ設スル命令ニ違反シタルトキ

4. 地域、區域又へ地區ノ認定其ノ他ノ場合ニ於テ從來ノ土地ノ使用が本章ノ規定又へ  
本章ノ規定ニ基キテ設スル命令ニ違反スルニ至リタルトキ

第26條 第4項ノ規定ハ前項ノ命令ニ之ヲ準用ス

第27條 本章ニ於テ土地整理ト稱スルハ土地ノ利用ヲ増進スル目的ヲ以テ本令ニ依リ左ノ  
各項ノ1ニ依るスル事項ヲ行フコトヲ謂フ

1. 土地ノ交換、分合、地目變換、區劃形質ノ變更又へ水面ノ埋立若ハ干拓

2. 道路、廣場、河川、運河、溝渠、堤防、溜池、公園等ノ新設、變更又へ廩止

3. 前2號ノ事項施行ノ結果又へ土地整理ニ附隨シテ行フ土地整理施行地。

(以下整理施行地ト稱ス)ノ利用上必要ナル設備又へ工事

第28條 土地整理ハ州計畫事務整理トシテ施行スル場合ヲ除クノ外大便ノ定ムル所ニ依リ土地

所所有者其ノ他ノ権利者ニ限リ之ヲ施行スルコトヲ得

第29條 第6條第3項ノ規定ニ依ル時可トしテ之ヲ適用セス

第30條 第28條ノ土地ノ所有者其ノ他ノ権利者土地整理ヲ施行セントスルトキハ大便ノ定  
ムル所ニ依リ其ノ認可ヲ受クヘシ

第31條 大便前條ノ規定ニ依ル時可トしテ之ヲ認可トしタルトキハ其

ノ定ムル所ニ依リ土地整理区域(以下整理區域ト稱ス)内ノ土地ノ所有者其ノ他ノ権利

者ヲシテ第8條ノ費用ノ全部又へ一部ヲ負擔セシムルコトヲ得

第32條 整理施行地又へ其ノ上ニ存スル工作物ニ付權利ヲ有スル者ハ大便ノ定ムル場合ヲ  
除クノ外整理施行ニ對シテ異議ヲ起スル場合又へ其ノ申請又へ第30條ノ規定ニ依ル土地整理施

行者(以下整理施行者ト稱ス)整理施行ノ準備ノ爲必要アル場合ニ之ヲ准用ス

第33條 整理施行地又へ其ノ上ニ存スル工作物ニ付權利ヲ有スル者ハ大便ノ定ムル場合ヲ  
除クノ外整理施行ニ對シテ異議ヲ起スル場合又へ其ノ申請又へ第30條ノ規定ニ依ル土地整理施

行者(以下整理施行者ト稱ス)整理施行ノ準備ノ爲必要アル場合ニ之ヲ准用ス

第34條 整理施行者ハ整理施行ノ爲必要アルトキハ大便ノ定ムル所ニ依リ整理區域内ノ處

## その1 都市計畫の法則

築物其ノ他ノ地上物ヲ移轉シ、除却シ又へ破壊スルコトヲ称  
前項ノ規定ノ適用ニ因リ通常生スヘキ損害ハ大便ノ定ムル所ニ依リ整理施行者之ヲ補償  
スベシ

第36條 州削畫事業トシテ土地整理施行ノ爲必要アルトキハ行政官廳ハ大便ノ定ムル所ニ  
依リ擬定地及相當ノ期限ヲ指定シテ整理區域内ニ於ケル建築物其ノ工作物ノ所  
有者ニ對シ共ノ移轉ヲ命シ又ヘ其ノ占有者ニ對シ立退ヲ命スルコトヲ得  
前項ノ規定ノ適用ニ因リ通常生スヘキ損害ハ大便ノ定ムル所ニ依リ州削畫事業執行者之  
ヲ補償ヘシ

第37條 整理施行地ニ付油業權存スル場合ニ於テハ整理施行者へ大便ノ定ムル所ニ依リ油  
業權者ニ對シ整理施行ニ因リ通常生スヘキ損害ヲ補償スベシ  
整理施行者ハ前項ノ規定ニ依リ損害ノ補償ヲ爲シタル後ニ非レハ工事ニ着手スルコト  
ヲ得ス但シ其ノ損害ノ補償ヲ受クル権利者ノ同意ヲ得タルトキ又ハ第60條ノ規定若ハ大  
便ノ定ムル所ニ依リ補償金ノ供託ヲ爲シタルトキハ此ノ限ニ在ラス

第38條 整理施行區域内ノ土地又ヘ其ノ上ニ存スル工作物ニ付權利ヲ有スル者ハ土地整理  
ノ爲受ケタル損害ノ補償ヲ請求スルコトヲ得ス但シ本令ニ基キテ登スル命令ニ  
別段ノ定アルトキハ此ノ限ニ在ラス

第39條 土地整理施行ノ爲道路、廣場、河川、運河、溝渠、堤防、溜池、公園等ノ全部又  
ハ一部ヲ整正シタルニ因リ不用ニ歸シタル國有地ニ編入テ之ヲ整理施行地ハ所有者ニ  
交付ス

土地整理施行ニ依リ開闢シタル道路、廣場、河川、運河、溝渠、堤防、溜池、公園等ノ全部又  
シテ民有ニ屬スル土地ハ無價ニテ之ヲ國有地ニ編入ス但シ大便ニ於テ特ニ指定スル土地  
ハ此ノ限ニ在ラス

第40條 提地へ從前ノ土地ノ地目、地賦、等位等ヲ標準トシテ之ヲ交付スヘシ但シ地目、  
地賦、等位等ヲ以テ相殺ヲ爲コト能ハサル部分ニ關シテノ金錢ヲ以テ之ヲ清算スベシ  
特別ノ事情ニ因リ前項ノ規定ニ依ルコト能ハサルモノノ處分ニ關シテハ大便ノ定ムル所  
ニ依ル

整理施行者カ大便又ハ臨東州廳長官以外ノ者ナルトキハ前2項ノ規定ニ依ル處分ハ大便  
ノ認可ヲ受クヘシ  
大便又ハ關東州廳長官第1項及第2項ノ處分ヲ爲シ又ヘ前項ノ認可ヲ爲シタルトキハ之  
ヲ告示ス

第41條 從前ノ土地ノ全部又ハ一部ニ付登記シタル所有權以外ノ權利文ヘ處分ノ制限アル  
トキハ之ニ對スル擬地ノ交付ハ其ノ權利又ヘ處分ノ制限ノ目的タル土地又ハ其ノ部分ヲ  
指定シテ之ヲ爲スヘシ

第42條 擾地へ別段ノ定アル場合ヲ除クノ外第40條第4項ノ告示ヲ爲シタル日ノ翌日ヨリ  
之ヲ從前ノ土地ト看做ス

前項ノ規定ハ整理施行ノ爲必要アルトキハ大便ノ定ムル所ニシテ從前ノ土地ニ專屬スルモノノ影響ヲ及ぼサ

## その2 都市計画の財政

第42條 賃借地ニ付土地整理施行ニ因リ賃借ヲ爲シタル目的ヲ達スルコト能ハサルトキハ、賃借人へ契約ノ解除ヲ爲スコトヲ得、前項ノ場合ニ於テ賃借人ハ整理施行者ニ對シ解除ニ因リ生シタル損害ノ賃借ヲ請求スルコトヲ得。

第43條 土地整理施行ニ因リ賃借人ニ對シ損害ヲ爲シタルトキハ整理施行者へ大使ノ定ムル前項ノ規定ニ依リ賃借人ニ對シ損害ヲ爲トコトヲ得、所ニ依リ賃借人ニ對シ賃借スルコトヲ得。

第44條 土地整理施行ニ因リ賃借人ニ對シ損害ヲ爲シタルトキハ賃借人ハ賃借ノ相當ノ減額又ハ前拂シタル借貸ノ相當ノ拂戻ヲ請求スルコトヲ得。

土地整理施行ニ因リ賃借地ノ利用ヲ禁シタルトキハ賃借人ハ賃借ノ相當ノ相當ノ増額ヲ請求スルコトヲ得。

第45條 土地整理施行ニ於テ賃借人へ契約ノ解除ヲ爲シタルトキハ、前項ノ要求アリタル場合は、永小作權又ハ地役權ヲ認定シタル目的ヲ達スルコトヲ得。

第46條 第2項及第3項ノ規定ノ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス。

第47條 整理施行地ノ上ニ存スル地役權ハ整理施行ノ後仍舊前ノ土地ノ上ニ存ス。

土地整理施行ニ因リ地役權者カ其ノ権利ヲ行使スル利益ヲ受クルコトヲ要セサルニ至リタルトキハ其ノ地役權へ消滅ス。

土地整理施行ニ因リ從前ト同一ノ利益ヲ受クルコト能ハサルニ至タル地役權者ハ其ノ利益ヲ保有スル範囲内ニ於テ地役權ノ設定ヲ請求スルコトヲ得。

第48條 第43條乃至前條ノ規定ニ依ル賃借ノ解除、地上權者ハ永小作權ノ拠取、地役權ノ拠取又ハ設定期、地代、小作料若ヘ地役ノ對價ノ減額、拂戻若ヘ增額ノ相當ノ利得ス。

第49條 整理施行地又ハ其ノ上ニ存スル建物が登記シタル先取特權、質權又ハ抵當權ノ目的タル場合はニ於テ第36條第2項、第38條又ハ第40條第1項若ヘ第2項ノ規定ニ依リ拂渡スヘキ金銭アルトキハ整理施行者ヘ其ノ金額ヲ供託スヘシ但シ整理施行地又ハ其ノ上ニ存スル建物ニ付前記ノ権利ヲ有スル者ノ同意ヲ得タルトキハ此ノ限りニ至リ。

第50條 第49条ノ規定ニ依リ拂渡スヘキ金銭アルトキハ拂渡スヘキトキハ、整理施行者ヘ其ノ金額ヲ供託スヘシタル金銭ニ對シテモ其ノ権利ヲ行コトヲ得。

第51條 登記シタル先取特權者、質權者又ハ抵當權者ハ前2項ノ規定ニ依リ供託ス。

第52條 地主整理施行ノ認可ヲ申請セントナル者又ハ整理施行者ハ整理施行地ヲ管轄スル登記所ニ就キ無手續料ニテ土地整理ニ關する筆書面又ハ略寫ヲ求ムルコトヲ得シ登記所ハ必要アリ認ムルトキハ大使ノ定ムル所ニ依リ請求者ノ資格ニ關スル證明書ヲ提出セシムルコトヲ得。

第53條 整理施行區域内ノ土地及其ノ上ニ存スル建物ノ登記ニ付テハ大使ハ別段ノ定ムスコトヲ得。

第54條 土地整理ノ施行ニ關シ整理施行地ノ所有者其ノ権利者ニ屬スル権利義務ハ當該権利ト共ニ其ノ承繼人ニ移轉ス。

本章ノ規定又ハ本章ノ規定ニ基キテ登記スル命令ニ依リ爲シタル處分、手續其ノ行為ハ整理施行地又バ其ノ上ニ存スル物件ニ付権利ヲ有スル者ノ承繼人ニ當シテモ其ノ效力ヲ有ス。

第55條 本章ニ定ムルモノヲ除クノ外土地整理ニ關シ必要ナル事項ハ大使之ヲ定ム。

本令施行ノ期日ハ大使ノ定ム。

## その2 都市計画の財政

（本邦、特に内地に於ける例について）

1. 國庫並に府縣の補助金及国有河岸地の交付  
都市計画事業の財源としては當然“國庫並に府縣の補助金”が數へられる。

又不用に歸したる“國有河岸地”も實例としては稀であるが財源となり得る。（法9）

2. 特別財源乃至此に準ずべきもの  
法律上特惠的に與へられたる諸種限“都市計畫特別稅”，“超過收用（法16）



〔日本工學全體〕

都市計畫及國土計畫

昭和16年10月1日 印刷  
昭和16年10月10日 発行

著者  
右川栄一  
監修者  
倉橋藤治郎  
東京市神田駿河町三ノ四

發行所  
(C 10591)

工業圖書株式會社

東京市神田駿河町三ノ四  
電話下谷 0283-4817番  
振替 東京 61717番

配給元  
日本出版輸入社  
東京市神田駿河町三ノ九  
(山本貢男)  
昭和16年10月10日一九八

JES-A5 定價6圓50銭